

令和5年度 二本松市障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進
を図るための方針

1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第9条第1項の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品や役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図ることを目的として策定する。

2 適用範囲

本方針の適用範囲は、市のすべての部局が発注する物品等とする。

3 調達の対象となる障がい者就労施設等

調達の対象となる障がい者就労施設等は、以下に掲げる施設等とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく施設等
 - ア 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
 - イ 地域活動支援センター
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 就労移行支援事業所
 - オ 就労継続支援事業所（A型・B型）
- (2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）に基づき、国、地方公共団体から助成を受けている小規模作業所
- (3) 障害者優先調達推進法施行令（平成25年政令第22号）に基づく事業所
 - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事務所（特例子会社）
 - イ 重度障害者多数雇用事業所（次の要件をすべて満たす事業所）
 - ① 障害者の雇用数が5人以上
 - ② 障害者の割合が従業員の20%以上
 - ③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上
- (4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者及び在宅就業支援団体

4 対象となる物品等

種別	品 目	具 体 例
物品	事務用品・書籍	筆記具、事務用品、封筒、名刺等
	食料品	菓子、パン、弁当等
	小物雑貨	トイレットペーパー、花苗等
	その他の物品	家具等上記以外の物品
役務	印刷製本	印刷、製本等
	清掃・施設管理	清掃、除草作業等
	情報処理、テープ起こし	ホームページ作成、データ入力等
	飲食店等の運営	売店、レストラン等
	その他の役務	仕分け、発送、梱包等上記以外の役務

5 調達推進方法

- (1) 各所属が調達を円滑に進めることができるよう、福祉課は、障がい者就労施設等が受注可能な物品等に係る情報を収集し、各所属に提供する。
- (2) 各所属は、障がい者就労施設等がその特性により不当に排除されないようにするなど、調達に係る競争への参加の機会の確保に留意するとともに、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、二本松市財務規則（平成17年12月1日規則第36号）など関係規定に従い、随意契約を活用した積極的な調達を行うものとする。

6 調達目標

令和4年度の障がい者就労施設等からの物品等の調達については、前年度の実績を上回ることを目標とする。

7 公表

本方針及び調達の実績は本市ウェブサイトにおいて公表する。

8 調達方針に関する担当窓口

この方針に関する担当窓口は、保健福祉部福祉課とする。